

第1 幼稚園教諭免許状を取得しようとする場合

＜表1－幼(1)＞ 所要資格 【根拠規定：法別表第1、規則第2条】

免許状の種類		二種	一種	専修		
基礎資格		短期大学士	学士	修士		
教科及び教職に関する科目 (注1)	(第2欄) 領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項(注2) 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(注3)・(注4)・(注5)		12	16	一 種 と 同 じ
	(第3欄) 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	含 6	含 10	1	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
	(第4欄) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1	1	1	
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)(注3)・(注6)	含	含	含	
	(第5欄) 教育実践に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)(注3)	4	4	5	
		幼児理解の理論及び方法				
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
(第6欄) 大学が独自に設定する科目(大学等)(注9)	教育実習(注7)・(注8)	5	5	5		
	教職実践演習	2	2	2		
(第6欄) 大学が独自に設定する科目(大学院等)(注9)	2	14	24			
必要単位数(計)		31	51	75		

(注1) 幼稚園教諭の認定課程を有する大学等で、全ての事項を含めて修得します。個別に単位数が記載されたものは、その事項のみで修得が必要な最低単位数です。(法別表第1備考第5号イ)

(注2) 健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域のうち1科目以上修得します。(規則第2条表備考第1号)

なお、平成31年4月1日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程(旧法別表第1備考第3号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。)については、令和4年度までに入学し引き続き在学する学生に対し、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する専門的事項に関する科目のうち、1以上の科目について修得させることにより、領域に関する専門的事項のうち1以上の科目を修得させたものとみなすことができます。

(注3) 幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含んで修得してください。(規則第2条表備考第2号)

(注4) 必ずしも5領域を含む必要はありません。(Q&A集(平成30年度教員免許制度事務担当者説明会資料)No.29)

(注5) 単位のうち半数までは、小学校教諭の免許状の授与を受ける場合の第2欄の「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」又は第4欄の「特別活動の指導法」の単位をもって充てることができます(16単位(二種免許状の授与を受ける場合は12単位)から「領域に関する専門的事項」の修得単位数を引いて2で除した数まで)。(規則第2条表備考第13号)

<例>

免許状の種類(幼稚園)		一種
(第2欄) 領域及び保育 内容の指導法 に関する科目	領域に関する専門的事項	6
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	

(16 - 6) ÷ 2 = 5
5単位まで充てることができる。

(注6) 第4欄の科目に「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」を含む場合、第3欄の科目にこれを含むことを要しません。(規則第2条表備考第4号)

(注7) 教育実習の単位は、幼稚園(幼保連携型認定こども園、特別支援学校の幼稚部を含む。)又は小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。)において、教員(※)として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第2欄の「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」、第3欄、第4欄及び第5欄の「教職実践演習」の単位で替えることができます。 ※ 養護教諭及び栄養教諭での経験は不可。(規則第2条表備考第9号)

(注8) 学校体験活動を2単位まで含むことができます。(規則第2条表備考第8号)

(注9) 「指定大学(⇒P.14参照)が加える科目」を充てることができます。(規則第2条表備考第14号)

＜表 1－幼(2)＞ 単位差の利用 【規則第 10 条の 2 第 1 項】

- ① 既に取得している二種免許状がある者（又は所要資格を得ている者）が一種免許状を取得する場合の所要資格
- ② 既に取得している一種免許状がある者（又は所要資格を得ている者）が専修免許状を取得する場合の所要資格

免許状の種類			①一種を取得 (注)			②専修 を取得
			二種 必要 単位	一種 必要 単位	差分 必要 単位	差分 必要 単位
基礎資格			(略)	(略)	学士	修士
教科 及 び 教 職 に 関 す る 科 目	(第 2 欄) 領域及び保育内容の 指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 保育内容の指導法(情報機器及 び教材の活用を含む。)	1 2	1 6	4	
	(第 3 欄) 教育の基礎的理解に 関する科目	(略)	6	1 0	4	
	(第 4 欄) 道徳、総合的な学習の 時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等 に関する科目	(略)	4	4	0	
	(第 5 欄) 教育実践に関する科 目	教育実習	5	5	0	
		教職実践演習	2	2	0	
	(第 6 欄) 大学が独自に設定する科目 (大学等)		2	1 4	1 2	
	(第 6 欄) 大学が独自に設定する科目 (大学院等)					
必要単位数 (計)			3 1	5 1	2 0	2 4

(注) 第 2 欄・第 3 欄の差分必要単位数までの単位と、第 6 欄の単位は、「指定大学(※)が加える科目」を充てることができます。(規則第 2 条表備考第 14 号及び第 15 号)

※ 指定大学とは、認定課程を有する大学のうち教員養成に関する教育研究上の実績等を勘案して文部科学大臣が指定した大学(いわゆる「教員養成フラッグシップ大学」。令和 4 年 4 月から取組開始)のことで、東京学芸大学、福井大学、大阪教育大学、兵庫教育大学の 4 大学が指定されています。

＜表 1－幼(3)＞ 流用可能単位数（上限） 【規則第 2 条表備考第 11 号及び第 12 号】

他の学校（小学校、中学校及び高等学校）の教諭の免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位の流用可能単位数（上限）

免許状の種類			二種	一種 専修
教科及び教職に関する科目 (注 1)	(第 2 欄) (略)	(略)		
	(第 3 欄) 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	二種 → 8
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	(第 4 欄) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）（注 3）	1	2
	(第 4 欄) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（注 3）	(注 3)	(注 3)
		幼児理解の理論及び方法		
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2
(第 5 欄) 教育実践に関する科目	教育実習(注 4)・(注 5)	3	3	
	教職実践演習	2	2	
(第 6 欄) (略)	(略)			

(注 1) 実際に修得していない単位や、指定教員養成機関の単位は流用することができません。

(注 2) 流用元の（所要資格を得ている）免許状の種類（一種・二種）により、流用可能単位数（上限）が異なります。

(注 3) 小学校からのみ流用可能な単位です。

第 3 欄の「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」及び第 4 欄の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位のうち、2 単位（二種免許状の授与を受ける場合には 1 単位）までは、小学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の単位（第 3 欄の「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」及び第 4 欄の「教育の方法及び技術」の単位）をもって充てることができます。（規則第 2 条表備考第 12 号）

(注 4) 「教育実習」の単位に学校体験活動の単位を含める場合は、他の学校種（小学校、中学校及び高等学校）の教育実習の単位を充てることができません。（規則第 2 条表備考第 8 号）

(注 5) 「教育実習」は、事前及び事後の指導を伴わないと免許法上必要な単位を修得したことはありません。流用をした場合、残りの単位は、事前事後指導を含めた教育実習の単位の修得が必要です。（規則第 2 条表備考第 7 号）